

事務連絡
令和5年3月27日

各都道府県
衛生主管部（局）
保健統計主管部（局）
御中

厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

医療法等に基づく適正な届出の周知及び
医療施設動態調査票の作成・提出について（依頼）

平素より医療施設動態調査の実施に格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

医療施設動態調査の実施につきましては、「令和2年医療施設動態調査実施要領」により御対応いただいているところです。

今般、総務省統計委員会で取りまとめられた「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日付け統計委第11号）の対応を進める中で、医療施設による医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）等に基づく届出及び都道府県知事等による医療施設動態調査票（以下「動態調査票」という。）の作成が適正な時期に行われていないものが存在することが判明いたしました。医療施設の動態状況についてより精度の高い統計を作成するためには、医療施設における法等に基づく届出及び都道府県等における動態調査票の作成を適切な時期に行っていただくことが必要となります。

つきましては、下記の内容を御了知の上、衛生及び保健統計主管部局で連携いただき、貴管内の医療施設、保健所設置市及び特別区に対する周知をお願いいたします。

なお、医療施設動態調査（年報）において、これまでは調査票提出月に基づく集計・公表を行ってまいりましたが、これに加えて医療施設の開設等の事由が発生した年月日に基づく集計・公表を行う見直しを予定していることを申し添えます。

記

1. 法等に基づく届出について

法等に基づく病院等の開設・廃止・変更等の届出（※）は、必要な事項を記入の上、10日以内に当該病院等の所在地の都道府県知事等に届け出なければならないとされており、対象となる病院等は、適切な時期に届出を行うこと。

※法第8条から第9条及び医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の3から第4条の2に基づく届出

2. 動態調査票の作成・提出について

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法等に基づき開設・廃止・変更等の届出の受理又は処分をしたときは、速やかに動態調査票を作成すること。

作成した動態調査票は、毎月1日から月末までの分を取りまとめ、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長にあっては、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事にあっては、翌月20日までに厚生労働省に提出すること。

本件についての問い合わせ先

厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設統計第一係

電話：03-5253-1111（内線 7520, 7521）

メール：sisetu@mhlw.go.jp